

資料提供
滋賀労働局

平成 26年10月31日

担当

滋賀労働局 職業対策課
課長 辻 光男
課長補佐 向井 靖弘
担当官 山路 正晴
(電話) 077-526-8686
(FAX) 077-528-6068

高年齢雇用確保措置を実施している県内企業は 96.9% 前年より 4.4 ポイント改善も全国平均を下回る

～平成 26 年「高年齢者の雇用状況」滋賀県内集計結果～

滋賀労働局（局長 野田 律）は「高年齢者の雇用状況」（平成 26年6月1日現在）の県内の集計結果をとりまとめましたので、公表します

【集計結果の主なポイント】

1. 法が義務付ける高年齢者の雇用確保措置（*1）を講じている企業は、96.9%
対前年比 4.4 ポイント増加（表1） <全国平均は 98.1%>
中小企業では 96.8%、大企業では 98.8%で中小企業の遅れが目立つ。
2. 定年後の継続雇用を希望する者全員が 65 歳以上まで働ける企業は、884 社
で 70.3%。（表2） <全国平均値 71.0%>
 - ・ 前年と比べ 53 社の増、3.7 ポイント増。
 - ・ 中小企業では 843 社（+50 社）、71.9%（+3.4 ポイント）
 - ・ 大企業では 41 社（+3 社）、48.2%（+6 ポイント）
3. 今後の取組み
雇用確保措置が未実施である企業 39 社に対して個別指導を強力に実施し早期解消を図る。

【参考】

(※1) 「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」(平成 25 年 4 月 1 日改正)では、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年の廃止」や②「定年の引上げ」③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けています。

(※2) 今回の集計結果は県内に本社のある企業、常時雇用する労働者が 31 人以上の 1, 257 社の状況をまとめたものです。

なお、この集計では、従業員 31～300 人規模(1, 172 社)を「中小企業」、301 人以上規模(85 社)を「大企業」としています。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は96.9%(1,257社中1,218社、対前年同期比4.4ポイントの増加)、うち51人以上規模の企業で97.0%(860社中834社、対前年比5.0ポイントの増加)となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業(規模301人以上)では98.8%(85社中84社、対前年同期比4.4ポイント増加)中小企業(規模31~300人)では、96.8%(1,172社中1,134社、対前年比4.4ポイントの増加)となっている。(表1)

* ()内は平成25年6月1日現在の数値

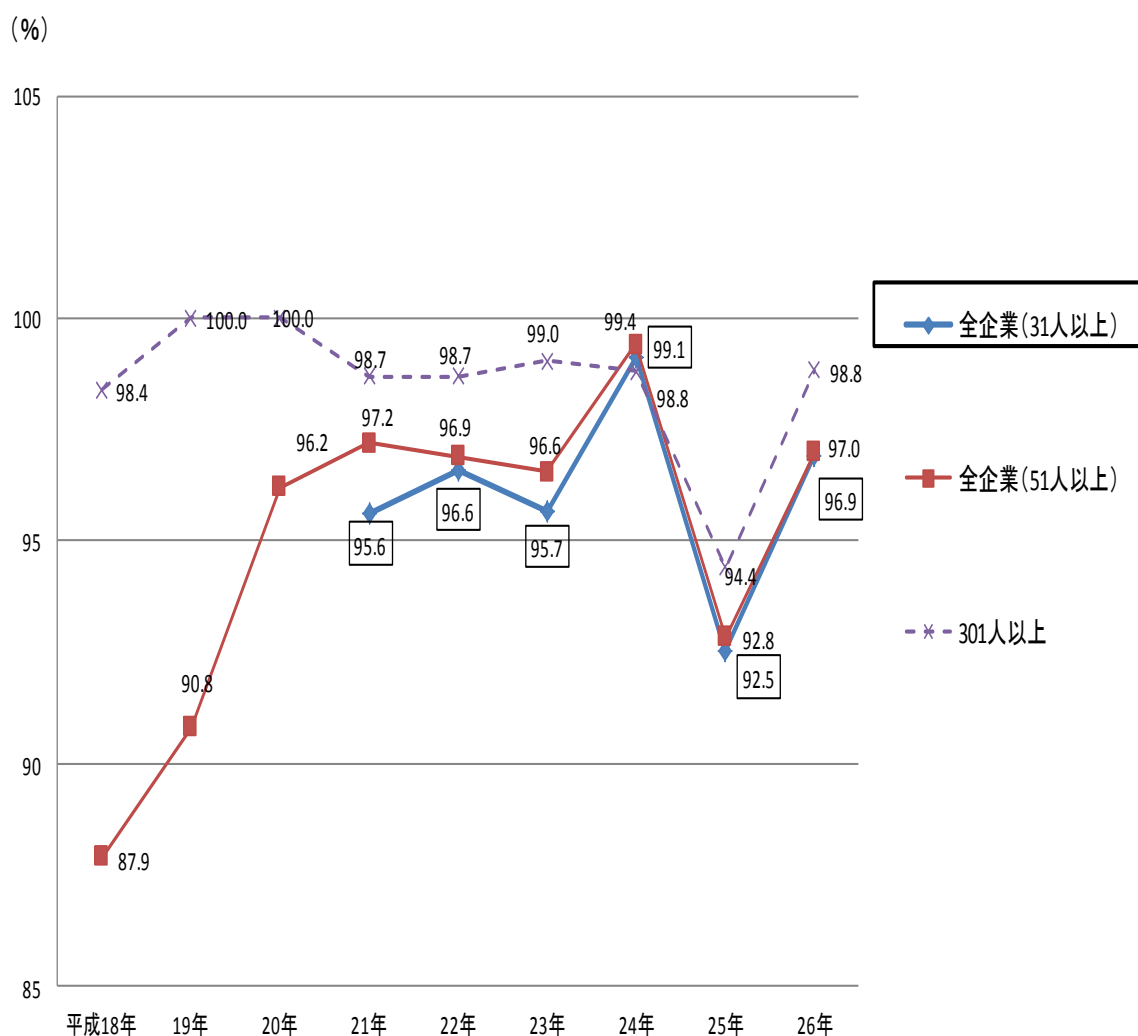


表 1

雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	1,134	(1,070)	38	(88)	1,172	(1,158)
	96.8%	(92.4%)	3.2%	(7.6%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	84	(85)	1	(5)	85	(90)
	98.8%	(94.4%)	1.2%	(5.6%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,218	(1,155)	39	(93)	1,257	(1,248)
	96.9%	(92.5%)	3.1%	(7.5%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

図1

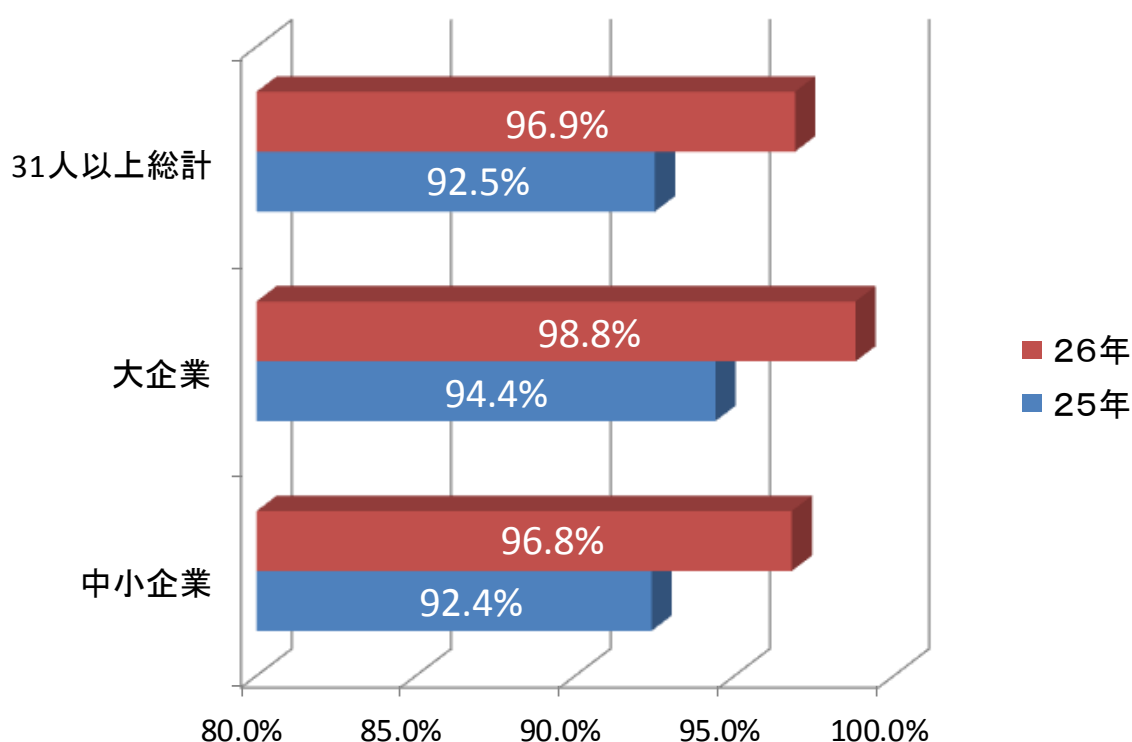


表2

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

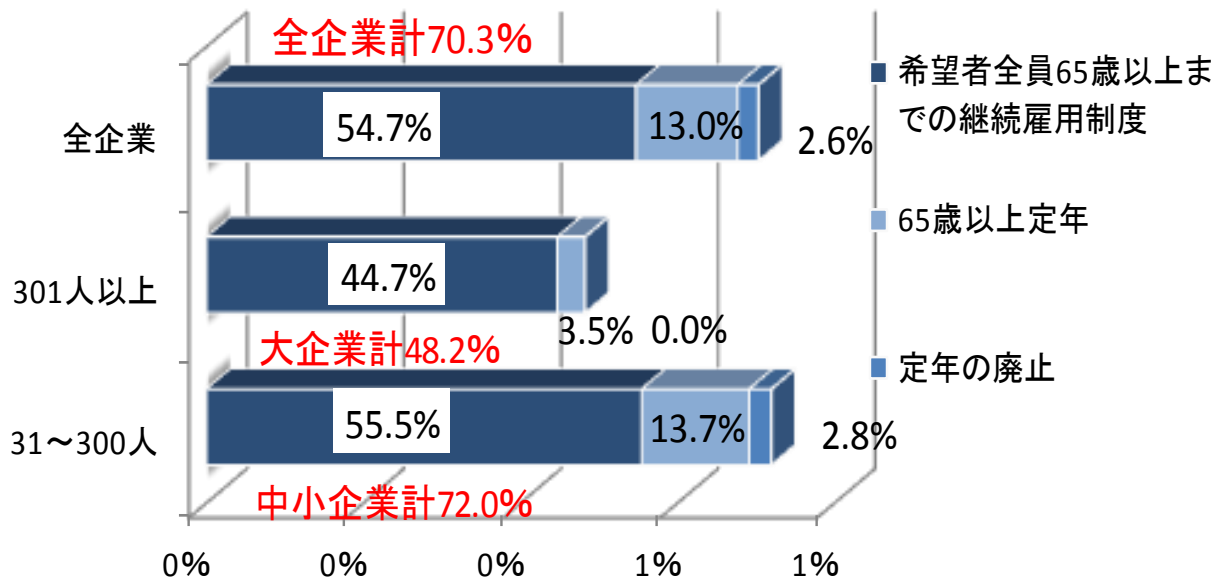
				合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
	① 定年制なし	② 65歳以上定年	③ 65歳以上までの 継続雇用制度(基準なし)		
31~300人	33 (32)	160 (145)	650 (616)	843 (793)	1,172 (1,158)
	2.8% (2.8%)	13.7% (12.5%)	55.5% (53.2%)	71.9% (68.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 0	3 (2)	38 (36)	41 (38)	85 (90)
	0.0% (0.0%)	3.5% (2.2%)	44.7% (40.0%)	48.2% (42.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	33 (32)	163 (147)	688 (652)	884 (831)	1,257 (1,248)
	2.6% (2.6%)	13.0% (11.8%)	54.7% (52.2%)	70.3% (66.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制なし」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上継続雇用」の合計である。
「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

図 2

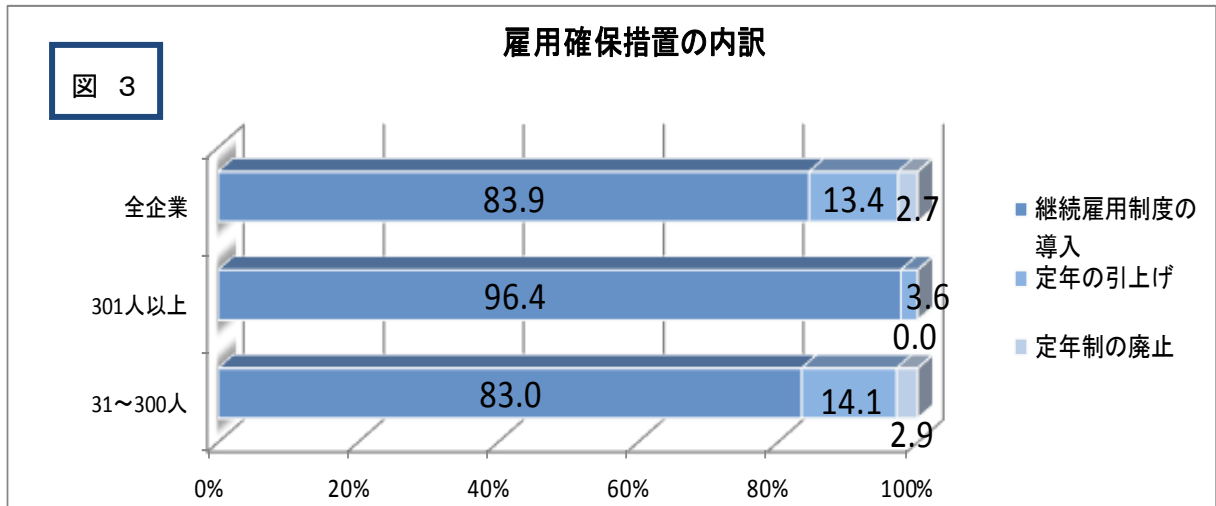
希望者全員が65歳以上まで働ける企業



(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

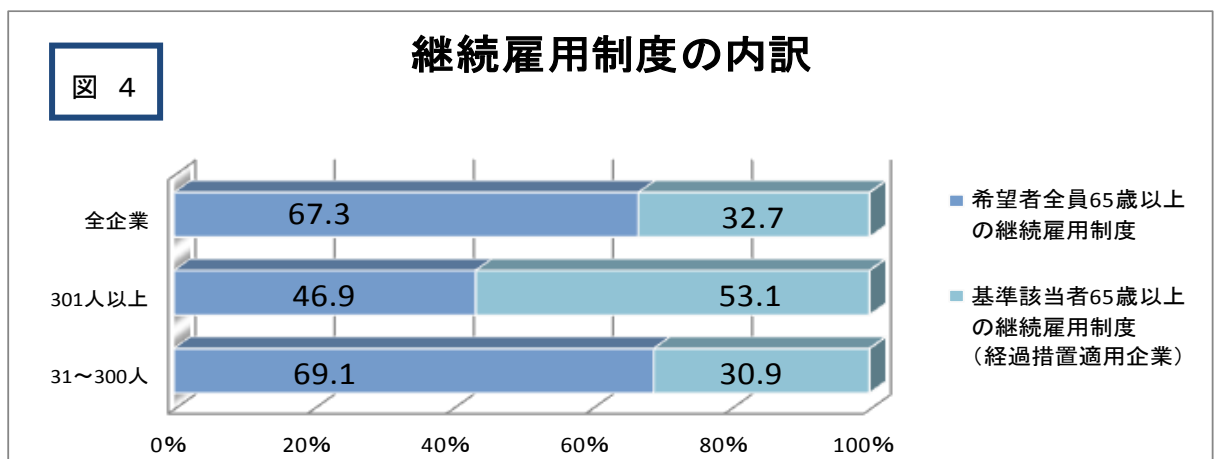
- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.7% (33 社)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 13.4% (163 社)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 83.9% (1, 022 社) となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(図 3 参照)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1, 022 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 67.3% (668 社)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 32.7% (334 社)となっている。(図4参照)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1, 022 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は95.6% (977 社)、自社以外の継続雇用先(親会社・子

会社、関連会社等)のある企業は 4.4%(45 社)となっている。

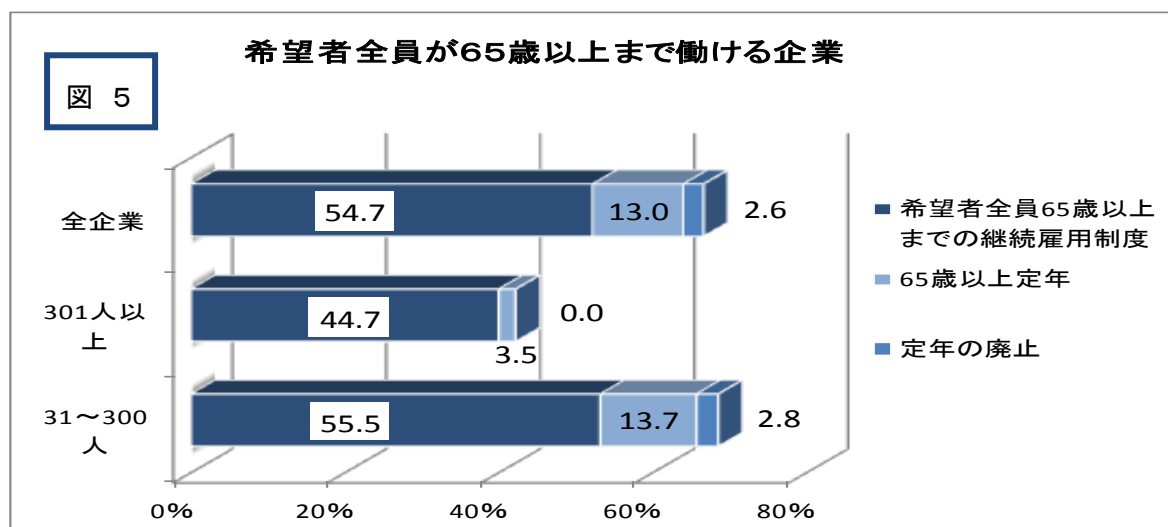
2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 884 社(対前年比53 社の増加)、割合は 70.3%(同 3.7ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 843 社(同 50 社の増加)、71.9%(同 3.4 ポイントの増加)、
 - ② 大企業では 41 社(同 3 社の増加)、48.2%(同 6 ポイントの増加)、
- となっている。(図5参照)

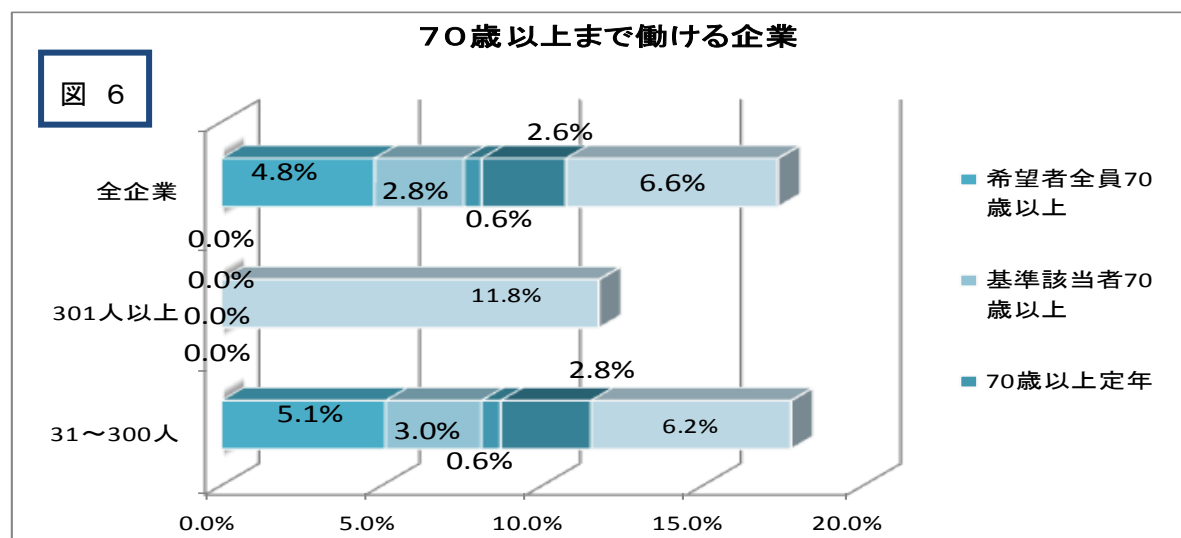


(2) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、218 社(対前年比 10 社の増加)、割合は 17.3%(同 0.6 ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 208 社(同 12 社の増加)、17.7%(同 0.8 ポイントの増加)、
 - ② 大企業では 10 社(同 2 社の減少)、11.8%(同 1.5 ポイントの減少)
- となっている。(図6参照)

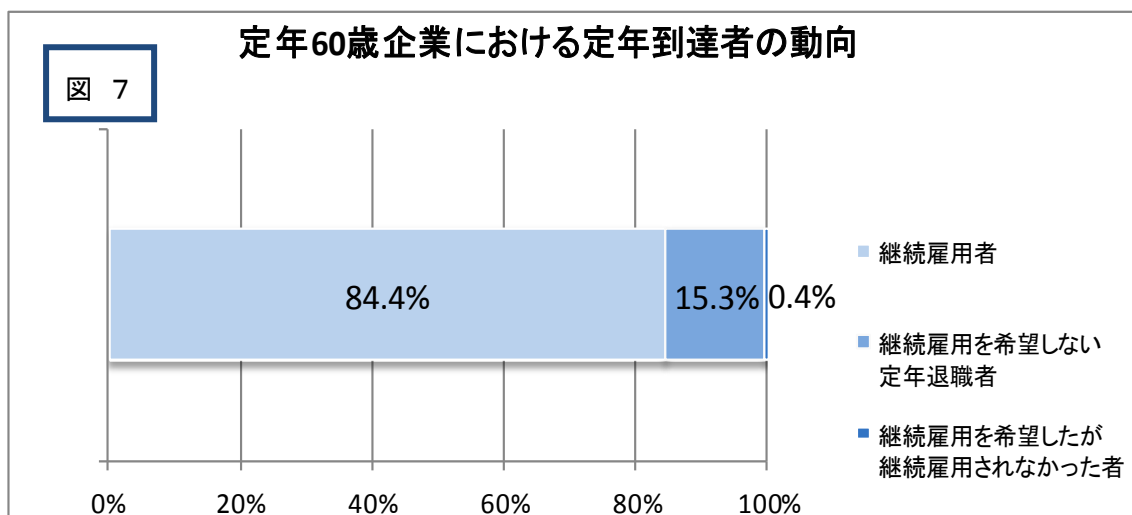


3 定年到達者等の動向について

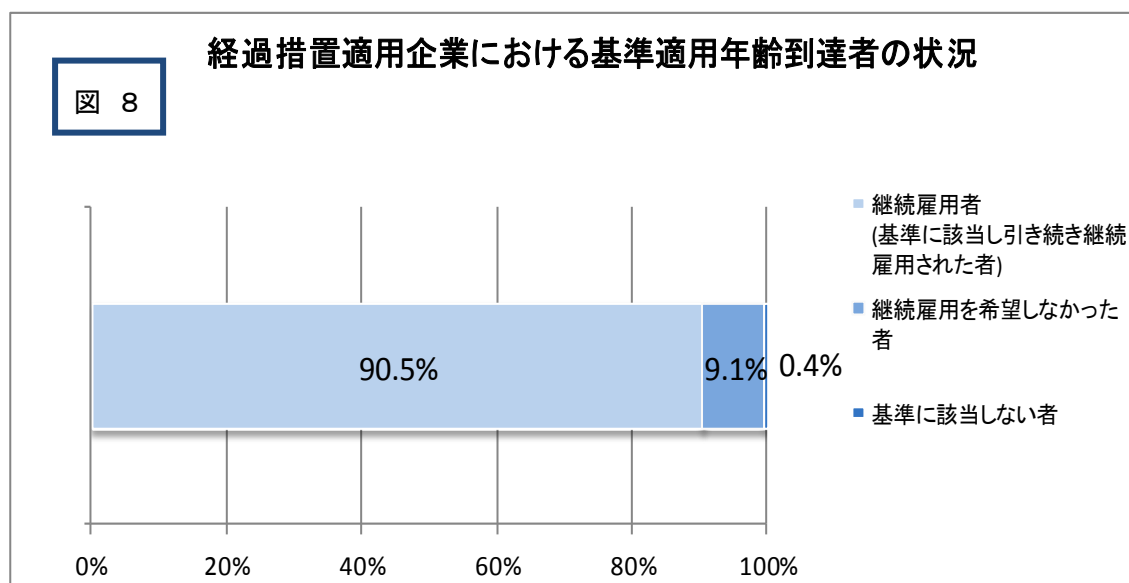
(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成25年6月1日～平成26年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(2,340人)のうち、継続雇用された者は1,974人(84.4%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は66人)、継続雇用を希望しない定年退職者は357人(15.3%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は9人(0.4%)となっている。(図7参照)

(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況



平成25年6月1日～平成26年5月31日の間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61歳)に到達した者(473人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は428人(90.5%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は43人(9.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は2人(0.4%)となっている。(図8参照)



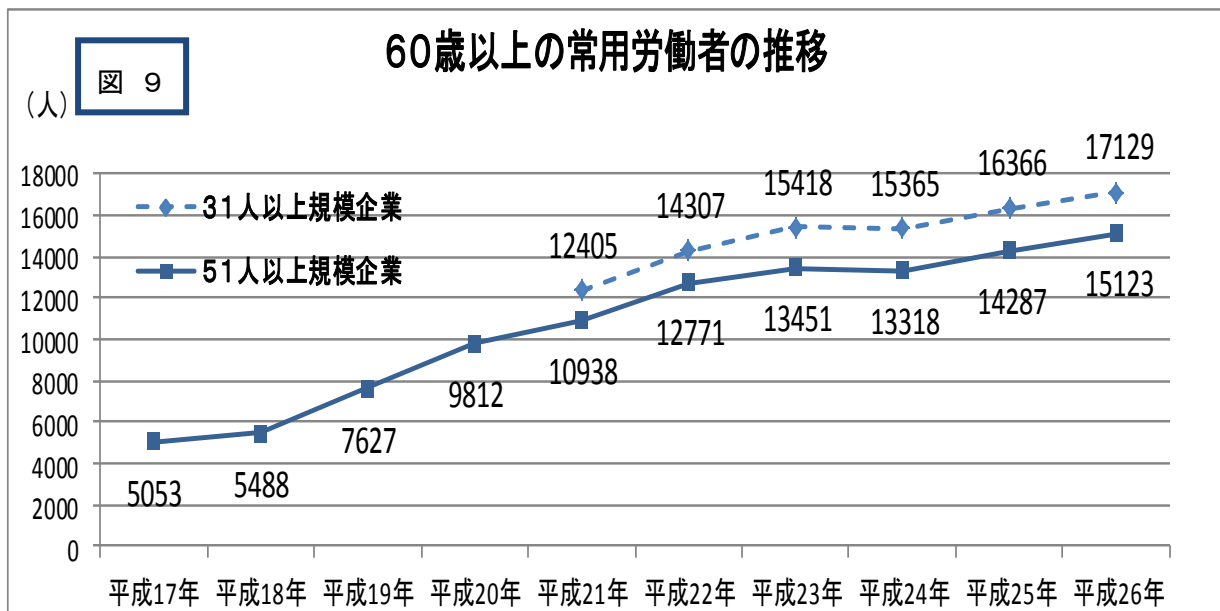
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数166,421人のうち、60歳以上の常用労働者数は17,129人で10.3%を占めている。(図9参照)年齢階級別に見ると、60～64歳が11,613人、65～69歳が5,516人、70歳以上が1,315人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は15,123人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると10,070人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は17,129人であり、平成21年と比較すると、4,724人増加している。(図9参照)



5 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律を企業に遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)39社に対して、滋賀労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組めます。